

# 国民健康保険 後期高齢者医療制度 の仕組みをお知らせします



病気やけがなどの際に安心して医療を受けられるよう、互いの助け合いにより運営される医療保険制度です。7月中旬に予定している保険税(料)の通知書の発送に先立ち、保険税(料)の計算の仕組みについて紹介します。

	国民健康保険税 問 保険課 ☎0422-29-9216	後期高齢者医療保険料 問 保険課 ☎0422-29-9219																																										
対象者	●75歳未満で、ほかの健康保険に加入していない方 ↳世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者として保険税を支払います。	●75歳以上の方、東京都後期高齢者医療広域連合から一定の障がいがあると認定された65～74歳の方 ↳被保険者一人ひとりが保険料を支払います。																																										
市内の加入者数(3月末時点)	32,672人(23,959世帯)	24,302人																																										
保険税(料)の計算(令和8年度)	保険税(料)の金額は、前年の所得により金額が変わる「所得割額」と、加入者1人当たり定額の「均等割額」の合計です。所得金額が一定額以下の世帯には軽減措置があります。国民健康保険税の税率は、東京都が示す標準保険料率を基に市で決定します。後期高齢者医療保険制度の保険料率は東京都内で一律です。令和8年度より、保険税(料)の計算に「子ども・子育て支援納付金課税(子ども・子育て支援金)分」が加わります。																																											
	●下記①～④それぞれの所得割額と均等割額の合計額(限度額112万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>課税限度額</th> <th>所得割税率</th> <th>均等割額</th> <th>18歳以上均等割額</th> <th>均等割総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①基礎課税分(医療分)</td> <td>66万円</td> <td>6.1%</td> <td>29,000円</td> <td></td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>②後期高齢者支援金等課税分</td> <td>26万円</td> <td>2.3%</td> <td>11,800円</td> <td></td> <td>11,800円</td> </tr> <tr> <td>③介護納付金課税分(40～64歳のみ)</td> <td>17万円</td> <td>1.6%</td> <td>13,400円</td> <td></td> <td>13,400円</td> </tr> <tr> <td>④子ども・子育て支援納付金課税分</td> <td>3万円</td> <td>0.3%</td> <td>1,846円</td> <td>98円</td> <td>1,944円</td> </tr> </tbody> </table> ※高校生年代以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前)の方は④の均等割額が10割軽減されます。	項目	課税限度額	所得割税率	均等割額	18歳以上均等割額	均等割総額	①基礎課税分(医療分)	66万円	6.1%	29,000円		29,000円	②後期高齢者支援金等課税分	26万円	2.3%	11,800円		11,800円	③介護納付金課税分(40～64歳のみ)	17万円	1.6%	13,400円		13,400円	④子ども・子育て支援納付金課税分	3万円	0.3%	1,846円	98円	1,944円	●医療分と子ども・子育て支援金分の所得割額と均等割額の合計額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>課税限度額</th> <th>所得割率</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>85万円</td> <td>9.88%</td> <td>53,300円</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援金分</td> <td>2万1000円</td> <td>0.26%</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	課税限度額	所得割率	均等割額	医療分	85万円	9.88%	53,300円	子ども・子育て支援金分	2万1000円	0.26%	1,300円
	項目	課税限度額	所得割税率	均等割額	18歳以上均等割額	均等割総額																																						
	①基礎課税分(医療分)	66万円	6.1%	29,000円		29,000円																																						
②後期高齢者支援金等課税分	26万円	2.3%	11,800円		11,800円																																							
③介護納付金課税分(40～64歳のみ)	17万円	1.6%	13,400円		13,400円																																							
④子ども・子育て支援納付金課税分	3万円	0.3%	1,846円	98円	1,944円																																							
項目	課税限度額	所得割率	均等割額																																									
医療分	85万円	9.88%	53,300円																																									
子ども・子育て支援金分	2万1000円	0.26%	1,300円																																									
●所得割額の軽減 被保険者本人の保険料計算のもととなる所得金額が一定額以下の場合、所得割額を軽減します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料計算のもととなる所得金額</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>20万円以下</td> <td>2.5割</td> </tr> </tbody> </table>	保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合	15万円以下	5割	20万円以下	2.5割	●均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の総所得金額などの合計(※1)</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下</td> <td>7割(※2)</td> </tr> <tr> <td>43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+31万円×被保険者数以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+57万円×被保険者数以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> ※1 65歳以上(1月1日時点)の方は、公的年金所得(年金収入から年金控除を差し引いたもの)から、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。軽減には所得の申告が必要となる場合があります。 ※2 医療分に限り、軽減割合が7.2割となります。	世帯の総所得金額などの合計(※1)	軽減割合	43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下	7割(※2)	43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+31万円×被保険者数以下	5割	43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+57万円×被保険者数以下	2割																													
保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合																																											
15万円以下	5割																																											
20万円以下	2.5割																																											
世帯の総所得金額などの合計(※1)	軽減割合																																											
43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下	7割(※2)																																											
43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+31万円×被保険者数以下	5割																																											
43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+57万円×被保険者数以下	2割																																											
●均等割額の軽減 世帯の所得の合計が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> ●未就学児に対する均等割額の軽減 国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん)に対する均等割額を5割軽減します。なお、法定軽減(7割・5割・2割軽減)世帯(上記)は、法定軽減後の均等割額を5割軽減します。	世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	7割	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	5割	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	2割																																				
世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合																																											
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	7割																																											
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	5割																																											
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	2割																																											

## 健康保険の財政状況

病院などでかかった医療費の総額から自己負担額を除いた額を「医療給付費」といい、健康保険から医療機関に支払われます。三鷹市国民健康保険の医療給付費は、加入者数が減少している中で、総額では横ばいとなっており、1人当たりの額は、加入者の高齢化や医療の高度化などの影響で増加傾向にあります。

また、東京都後期高齢者医療広域連合の医療給付費総額は、加入者の増加に伴い年々増加しており、全体の増加要因になっています。

両制度ともに財政運営は厳しい状況です。三鷹市国民健康保険では1人当たりの医療給付費が年間平均約31.6万円のところ、東京都後期高齢者医療広域連合ではおよそ3倍の約89.8万円で、高齢になるほど医療費がかかる傾向が分かります。

